

福島県文化功労賞に関する要綱

(目的)

第1条 本県の文化の振興・発展を図るため、多年にわたり本県文化の向上に著しい業績を表した個人に対して福島県文化功労賞（以下「文化功労賞」という。）を授与する。

(授与)

第2条 文化功労賞は、毎年、個人若しくは団体から推薦があった者について審査の上、知事が授与する。

(授与の対象)

第3条 文化功労賞の対象者は、次の各部門において多年にわたり本県文化の向上に著しい業績を表した個人とする。

- (1) 芸術部門 分野：美術、音楽、演劇、舞踊、文芸、生活芸術その他
- (2) 科学部門 分野：人文科学、自然科学
- (3) 教育部門 分野：学校教育、社会教育
- (4) 体育部門 分野：学校体育、スポーツ

(受賞者)

第4条 文化功労賞の受賞者は、前条の各部門を通じて、2名以内とする。ただし、該当者がいない場合は、この限りでない。

(文化功労賞の内容)

第5条 文化功労賞は、受賞者に対して賞状、徽章及び賞金を授与する。

(授与の期日)

第6条 文化功労賞の授与の期日は、毎年、11月3日とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(候補者の推薦)

第7条 文化功労賞の候補者を推薦しようとする個人若しくは団体は、次に掲げる書類を文化スポーツ局長に提出するものとする。

- (1) 推薦書（様式第1号） 1部
- (2) 受賞候補者の業績調書（様式第2号） 1部
- (3) 受賞候補者の履歴書（様式第3号） 1部
- (4) 業績を示す資料（編著書、論文、受賞作品、過去に受けた賞状の写真その他の資料） 1部

(審議委員会)

第8条 文化功労賞の授賞に関する事項を調査審議するため、文化スポーツ局に福島県文化功労賞審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員若干人をもって組織する。
- 3 委員会の委員は、学識経験のある者の中から、毎年、文化スポーツ局長が委嘱する。
- 4 委員会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選とする。

- 5 会長は、会務を総理し、審議委員会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

(受賞者の内申)

第9条 文化スポーツ局長は、委員会の審議結果を踏まえ、文化功労賞の候補者を知事に内申する。

(受賞者等への通知)

第10条 受賞者が決定したときは、本人及び推薦者に通知する。

(庶務)

第11条 文化功労賞に関する庶務は、企画調整部文化スポーツ局文化振興課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、文化功労賞の授与に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。